

管理番号	監査対象	要改善事項/意見	項目	主な内容	報告書ページ	所管課	・改善の状況 ・意見を受けての考え方, 対応状況	措置等対応状況の区分
53	VII. 収入手数料及び債権管理	要改善事項	(1) 一般廃棄物等処理手数料の見直しについて	一般廃棄物等処理手数料の変更については、少なくとも3年に一度の見直しが必要であるが、実質的な更新は平成13年4月1日施行より実施されていない状況である。平成24年度に受益者負担の適正化の基準の改定が実施されており、今後は当該基準に準拠した適切な見直しを行うことが望まれる。	122	廃棄物政策課	平成31年10月の消費税率引き上げに伴い、受益者負担のあり方、近隣市の動向、市内の景気動向等を踏まえ、手数料の本体部分は据え置き、消費税相当分について手数料の改定を行うこととしました。今後とも、受益者負担の適正化も踏まえ、継続して手数料の見直しを行っていきます。	措置等を講じた